

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 5 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700231号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年8月1日から平成12年8月1日まで

A社における平成10年8月に厚生年金保険に加入した当時の給料は、手取りで20万円であったが、同年8月から平成12年7月までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円と記録されているため、同年8月において標準報酬月額が大幅(5等級以上)に変動している。請求期間について、基本給と通勤手当などによる報酬月額は25.6万円であるはずなので、調査の上、標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主は、関係書類がないため、請求者の請求どおりの届出を行ったか不明と回答していることから、請求者の請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、同僚照会において、A社の管理部門担当の取締役であったとする者は、請求期間当時、資格取得時の実際の給与は皆それぞれ違っていたが、実際の給与よりも低い標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を控除していたと思うと陳述していることから、実際の給与額は確認できないものの、オンライン記録の標準報酬月額どおりの厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。

さらに、請求者と同様に厚生年金保険被保険者の資格取得時の標準報酬月額が9万8,000円となっている複数の同僚に照会したが、回答のあった同僚は、いずれも給与明細書を保管しておらず、自身の厚生年金保険被保険者の資格取得時の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、A社における請求者の厚生年金保険被保険者の資格取得時(平成10年8月1日)の標準報酬月額(9万8,000円)の処理年月日は、平成10年8月27日に行われており、当該オンライン記録が遡って訂正処理が行われた形跡はなく、国の記録管

理に不備は見当たらない。

このほか、請求期間について、請求者は、給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。